

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本計画は、都市計画等関連施策との連携が重要であることから、これらの関連分野の諸計画とも整合した計画とするものである。ここでは、本計画に関連する京都市の計画を示したうえで、第1期計画の取組成果を踏まえて、京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題とその対応方針を示す。

1 歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画

京都市は、昭和53年(1978)の「世界文化自由都市宣言」において、『京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。』と目指すべき都市の理想像を掲げた。

そして、同宣言を基調に、平成11年(1999)に、21世紀の京都市のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想として「京都市基本構想(2001～2025)」を策定した。

本基本構想は、都市としての魅力と活力を持続するために「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」という目標を掲げ、「信頼」を基礎に社会の再構築を目指している。このうち、「華やぎのあるまち」の中で、『京都が培ってきたあらゆる文化資源を今まで以上に生かしていく必要がある』とし、目指すべきまちづくりの方針を示している。

そして、『地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮して、「保全・再生・創造」を基本としたまちづくりを進める』として、まちの基盤づくりの方針を示している。

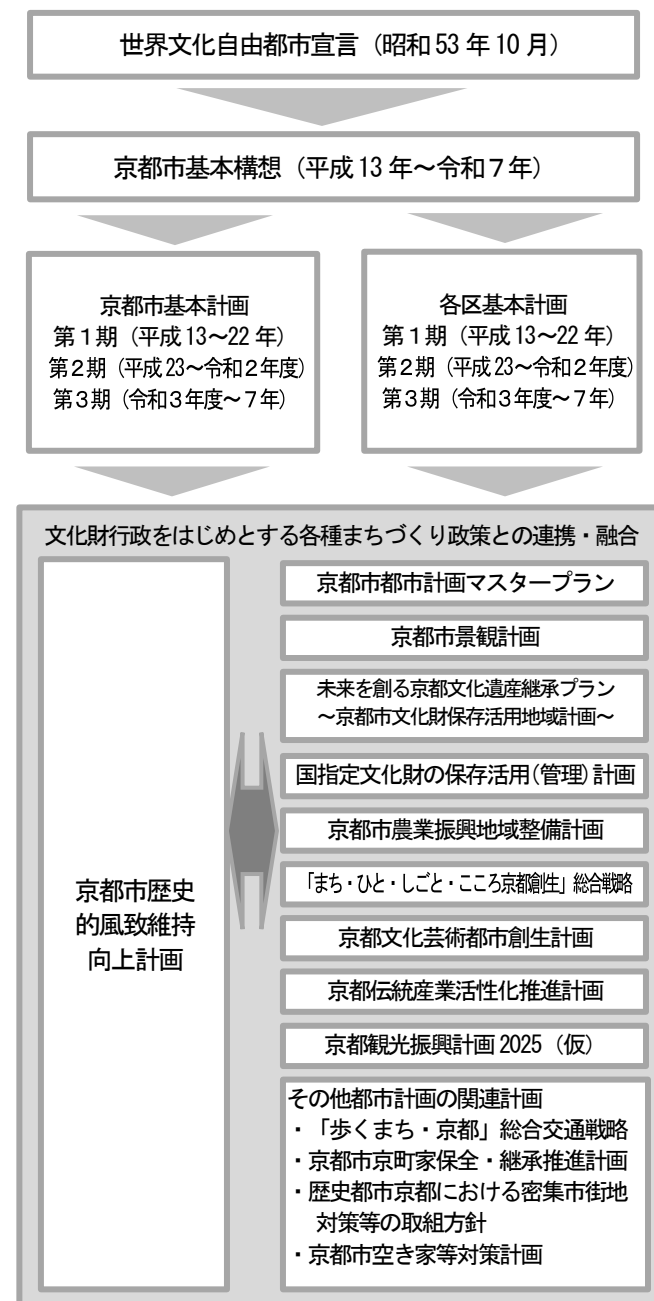
この中で、『永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓部、そしてゆとりと景観に恵まれた住宅地の一帯は、自然と歴史的な景観の保全に努める。伝統的な町家や町並みが数多く維持され、商業・業務機能が集積し、職・住・文・遊が織り重なる歴史豊かな市街地は、調和を基調とする都心の再生に努める』と具体的なまちづくりの方向性を示している。

この基本構想を具体化するための主要な政策を示すものとして、京都市基本計画を策定しており、現行の基本計画である「はびたけ未来へ！ 京プラン2025」(令和3年3月策定)では、6つの京都の未来像のうちの一つとして「歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」を掲げ

ている。

この基本計画の実現に向け、京都市においては分野別計画を策定しており、本計画に関連する京都市の計画は以下のとおりである。

計画の位置付け



京都市の歴史的風致の維持及び向上を図ることは、「京都市基本構想」に示すまちづくりの方針に沿ったものであり、本計画に基づく施策を推進することは、京都市が目指す都市の実現につながるものである。

基本構想そして基本計画、さらには、京都市都市計画マスタープラン、景観計画をはじめとする各分野別計画との整合を図り、京都市における歴史まちづくりを推進する。

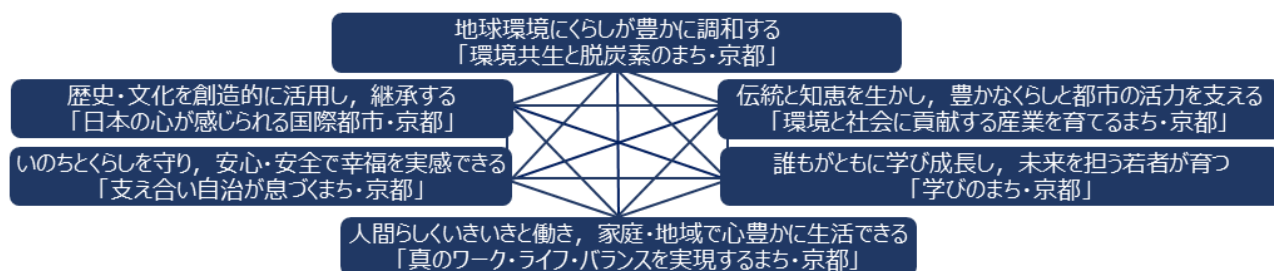
(1) 「京都市基本構想」(平成11年(1999)10月)
「はばたけ未来へ! 京プラン2025(京都市基本計画)」
(令和3年(2021)3月)

京都市では、21世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描く「京都市基本構想」を策定し、この構想に基づいたまちづくりを推進するために、「京都市基本計画」を策定した。

本基本構想では、「魅力あふれるまち」を掲げ、神社仏閣や仏像・絵巻物など有形の文化財、伝統芸能や行事など無形の文化財、緑豊かな自然や歴史を包み込んだ美しい町家と町並み、創造性の高い大学や研究機関、伝統産業から先端技術産業まで優れた技術力を蓄積してきた企業群、宗教文化、伝統工芸、茶道や華道などの伝統文化、芸術文化、さらには市民がもつ独特の美的感覚やくらしの知恵など、京都が培ってきたあらゆる文化資源の間で活発な交流を起し、広く国内外との多彩な交流を通じて、それらを今まで以上に生かしていく必要があるとしている。

また、令和3年度(2021)から5年間を計画期間とする京都市基本計画には、京都の未来像として「歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」や「伝統と知恵を生かし、豊かなくらしと都市の活力を支える「環境と社会に貢献する産業を育てるまち・京都」を掲げ、重点戦略として「世界の文化首都・京都戦略」や「社会・経済価値創造戦略」、「観光の京都モデル構築・発信戦略」などを位置付け、政策を展開することとしている。

京都の未来像 めざすべき京都の姿



重点戦略 未来像相互の関連性に着目しながら、複数の行政分野を融合し、とくに優先的に取り組むべき事項

多様な文化を創造・発信する 「世界の文化首都・京都戦略」	都市環境と価値観の転換を図る 「脱炭素・自然共生・循環型まちづくり戦略」	京都ならではのくらし文化が広がる 「担い手成長支援戦略」	人生100年時代に対応する 「地域力・福祉力を高めて支え合うまちづくり戦略」
いのちとくらしを守り、都市の活力を支える 「強靱なインフラ整備戦略」	歩いて楽しい持続可能な都市を構築する 「土地・空間利用と都市機能配置戦略」	京都の文化、知恵を生かした 「社会・経済価値創造戦略」	市民生活の豊かさと文化の継承・創造につなげる 「観光の京都モデル構築・発信戦略」

政策の体系 総合的な政策体系を簡潔に示すとともに、分野別計画や毎年度の運営方針の基本となるもの

くうるおい> 1 環境 2 人権・男女共同参画 3 市民生活とコミュニティ 4 市民生活の安全 5 文化 6 スポーツ	く活性化> 7 産業・商業 8 観光 9 農林業 10 大学 11 国際	くすこやか> 12 子ども・若者支援 13 障害者福祉 14 地域福祉 15 健康長寿 16 保健衛生・医療 17 学校教育 18 生涯学習	くまちづくり> 19 危機管理・防災・減災 20 歩くまち 21 土地・空間利用と都市機能配置 22 景観 23 建築物 24 住宅 25 道と公園・緑 26 消防・救急 27 くらしの水
---	---	---	---

各政策は相互に密接に関連するもので、政策番号は分野間の優先順位を示すものではない

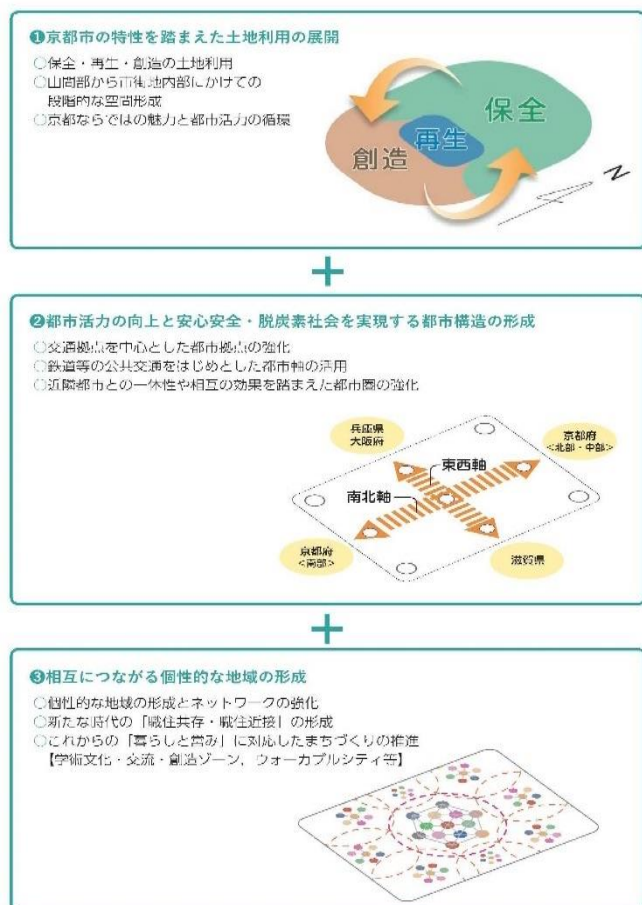
京都市基本計画の構成(京都の未来像・重点戦略・政策の体系)

(2) 京都市都市計画マスタープラン

(令和3年(2021)9月)

「京都市都市計画マスタープラン」は、長期的な見通しの下、令和7(2025)年を計画期間とする。

将来の都市構造は、保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、都市に活力とにぎわいを生み出す都心部や、定住人口の求心力となる周辺部の地域の拠点において、多様な都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで、京都の都市特性を踏まえた「持続可能な都市構造」を目指すとしている。



目標とする都市の姿として、「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの面から、バランス良く都市の姿の実現を目指すとしている。

このうち、「歴史や文化を継承し創造的に活用する都市【文化】」の実現のために、歴史的景観を形成する建築物や庭園、優れた景観、祭りをはじめとする伝統行事や伝統芸能、すまいや生活の文化、高い感性と匠の技を備えた伝統産業など、有形無形の京都の特性を守り、育むことはもちろん、これらを創造的に活用し、次世代に継承していくとともに、その魅力を一体的に発信するなど、世界に向けて独自の求心力を発揮する都市を目指すとしている。

目標とする都市の姿



全体構想のなかの土地利用方針では、「京都の魅力を高める土地利用」、景観の方針では「伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成」、「「京都らしさ」をいかした個性ある多様な空間から構成される景観形成」、「重要文化的景観の保全」などを位置付けている。

土地利用の方針について

京都の魅力を高める土地利用

京都の魅力を受け継ぎ、存分にいかした個性豊かなまちづくりを目指して、市内の様々な地域において、歴史や伝統に培われた文化や景観、産業、知恵など、地域の資源をいかしたまちづくり活動や、京都のまちを大切にする市民や企業・事業者、専門家などが交流し、新たな価値を創造する場の形成などを促進します。

景観の方針について

伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成

歴史的景観の保全・再生とともに、創造的視点を加えた景観の創出を図り、これらが調和する都市イメージの具現化を図ります。

「京都らしさ」をいかした個性ある多様な空間から構成される景観形成

日常の暮らしや生業から醸し出される京都らしさをいかした個性ある多様な空間を創出するとともに、これらが連続し、重なり合うことによっても、京都らしさを感じさせる都市空間の創出を図ります。

重要文化的景観の保全

京都の景観は、山紫水明の自然景観や日常の生活や生業を通じて創り出されてきた文化的景観などによって織り成されています。国内外の人々を魅了する京都の文化的景観を次世代に伝えるため、その保全を図ります。

(3) 京都市景観計画

(平成 17 年 (2005) 12 月策定,
令和元年 (2019) 12 月最終改定)

平成 17 年 (2005) 12 月に京都市景観計画を策定し、その後、何度かの変更を行っている。

京都市景観計画では、京都市全体の景観形成に関する基本的な考え方として、5つの考え方を設定し、時を超え光り輝く京都の景観づくりを推進していくとしている。

基本的な考え方

- ① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成
- ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③ “京都市らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④ 都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

また、景観計画では、良好な景観の形成のため、区域約 44,916ha (市域の約 54%) を景観計画区域とし、建築物の建築その他の行為の制限を実施している。

良好な景観の形成のための行為の制限

1 景観法に基づく届出及び勧告等の制限による行為の制限を行う地区

建築物修景地区においては、景観法に基づく届出及び勧告等の制度により、良好な景観の形成のための行為の制限を行う。

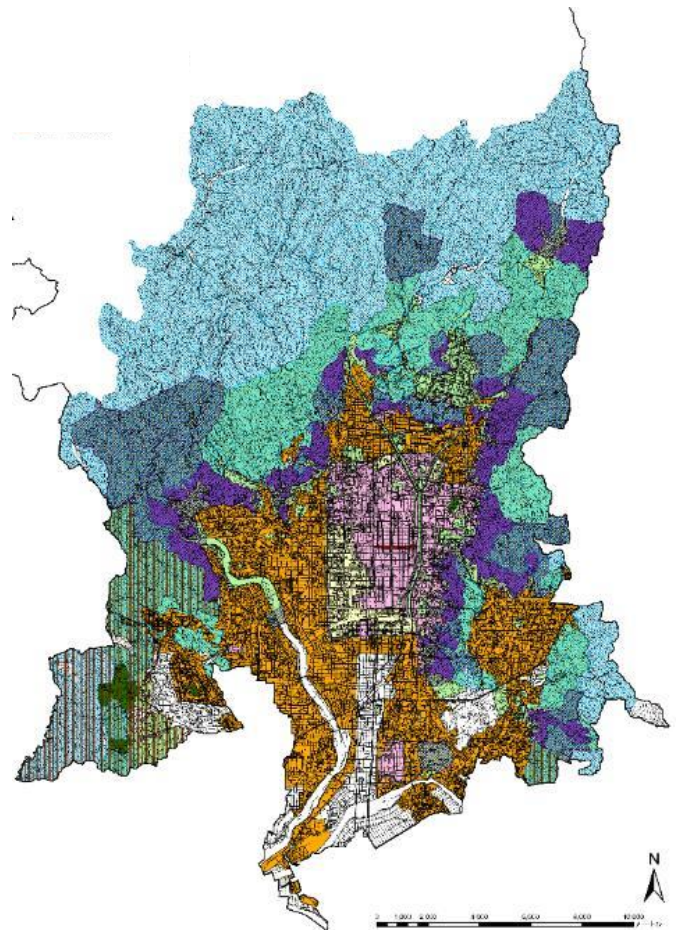
2 その他法令・条例に基づき、行為の制限を行う地区

建築物修景地区以外の地区においては、次の法令又は条例に基づき、良好な景観の形成のための行為の制限を行う。

- (1) 風致地区：都市計画法及び京都市風致地区条例
- (2) 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存区域：古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- (3) 自然風景保全地区：京都市自然風景保全条例
- (4) 特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区：都市緑地法
- (5) 近郊緑地保全区域：近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- (6) 景観地区（美観地区及び美観形成地区）：景観法及び都市計画法
- (7) 伝統的建造物群保存地区：文化財保護法及び京都市伝統的建造物群保存地区条例
- (8) 眺望景観保全地域：京都市眺望景観創生条例
- (9) 歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区：京都市市街地景観整備条例

景観計画区域(区域区分図)

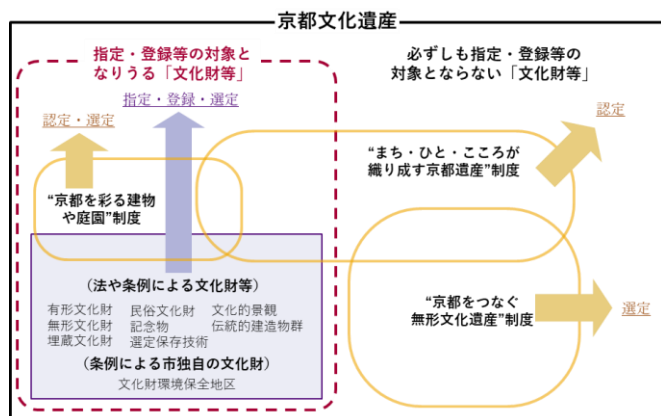
- 風致地区
- 歴史的風土保存区域
- 歴史的風土特別保存区域
- 自然風景保全地区
- 特別緑地保全地区(近郊緑地特別保存地区を含む)
- 近郊緑地保全地区
- 建築物修景地区
- 美観地区
- 御池沿道景観形成地区(美観地区)
- 美観形成地区
- 伝統的建造物群保存地区



(1) 未来を創る京都文化遺産継承プラン ～京都市文化財保存活用地域戦略～ (令和3年7月策定)

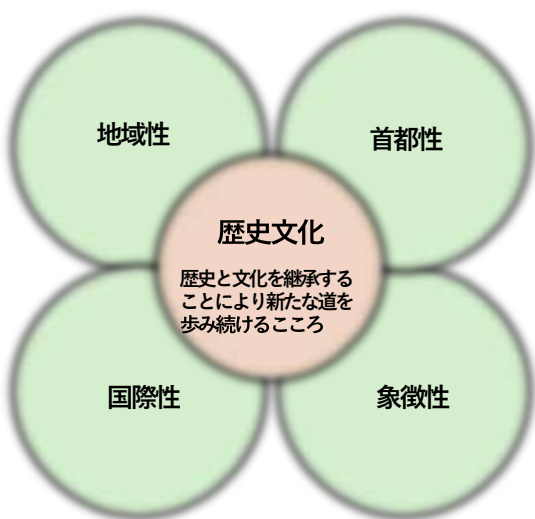
基本的な考え方

文化財保護法及び京都市文化財保護条例による保護の対象となる文化財等に限らず、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない有形、無形のものすべてを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図るとともに、京都文化遺産をまちや暮らしと一体となった「歴史文化」として捉え、市民をはじめ多くの人に京都のまちや暮らしを楽しんでもらうことを通じて京都文化遺産を千年の未来に伝えていく。



(2) 京都市の歴史文化

京都市の歴史文化は、京都盆地とその周縁・周辺の地域を育んだ豊かな自然と、千年を超える都鄙の歴史文化が織り成す暮らしの空間及び歴史文化遺産群、伝統を受け継ぎ革新を求める人々が営む文化や行事、芸術、宗教など、多種多様な京都文化遺産が一体となったものである。



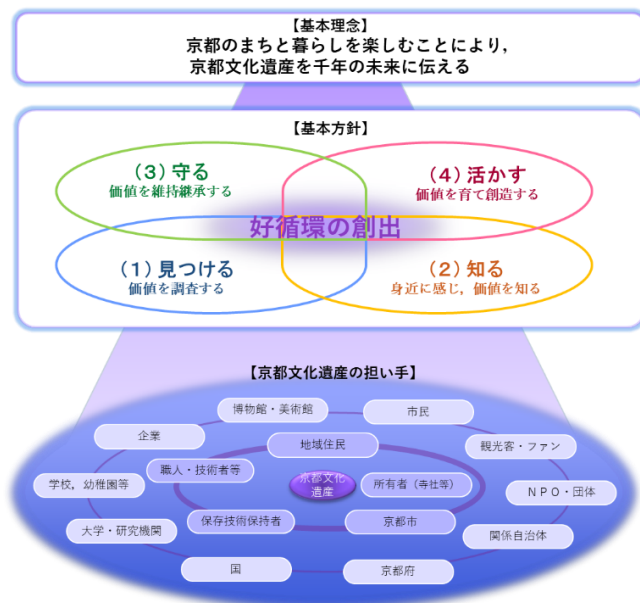
その特徴は、地域性、首都性、国際性、象徴性に求められ、これらが、市内外の多くの人々に、日本はもとより世界にも類を見ない歴史都市・京都のイメージを想起させると同時に、京都という都市それ自体に文化財としての普遍的な価値を与えている。

基本理念及び基本方針

京都文化遺産は、京都市の歴史文化の源泉であり、京都文化遺産を大切に守り伝えていくことが、京都のまちを創造的に発展させる基盤となっている。

したがって、市民をはじめ多くの人が、京都のまちと暮らしを楽しむことを通じて、身近なところから京都文化遺産に親しみ、理解することにより、京都のまちへの愛着を深め、京都文化遺産を社会全体で支えていくことが重要である。

このため、「京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える」を基本理念、「見つける」、「知る」、「守る」、「活かす」を基本方針として具体的な施策を示し、多くの関係者と共有を図ることで、社会、経済における好循環を創出し、京都文化遺産の持続的な維持継承につなげていく。



計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

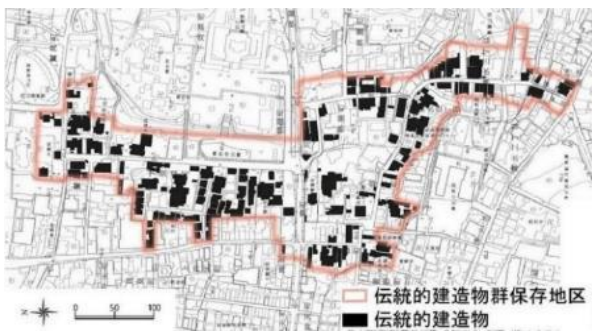
(3) 国指定文化財の保存活用（管理）計画

①伝統的建造物群保存地区保全計画

産寧坂地区（昭和51年（1976）地区指定）、祇園新橋地区（昭和51年（1976）地区指定）、嵯峨鳥居本地区（昭和54年（1979）地区指定）、上賀茂地区（昭和63年（1988）地区指定）の全4地区が、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、それぞれ保存計画を定めている。

伝統的建造物群保存地区では、伝統的な様式をもつ建造物については、その様式に従って修理を行い、保存を図る。一方、モルタル塗りやアルミサッシなどの現代化によって、伝統的な様式を失った建造物については、伝統的な様式に準じて順次、修景を図ることにより、地域の特色を守り育てることとしている。

産寧坂伝統的建造物群保存地区



祇園新橋伝統的建造物群保存地区



嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区



上賀茂伝統的建造物群保存地区



②名勝円山公園保存管理計画(平成28年(2016)3月)

自然的景観と中心市街地に近接する立地という円山公園の最大の魅力を十分に活用し、多くの来訪者が集い、自然と文化に触れる憩いの場となることを目指して、文化庁及び京都府の指導・助言の下に、計画を策定した。

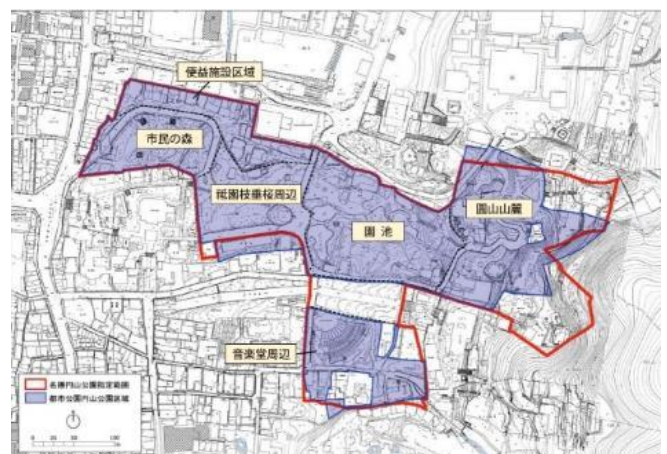
名勝円山公園の本質的価値を「八坂の往来の要所」、「名勝地及び公園としての歴史」、「武田五一と植治による公園改良と庭づくり」、「開かれた場としての都市公園円山公園」とした。

また、保存管理方針としては、以下の4点を定めた。

- ①圓山山麓から八坂神社へとつながる地形が基盤となる眺望を保存・修復する。
- ②円山公園の風致景観の骨格を成す水系を保存・修復する。
- ③名勝地として、江戸期からの賑わい、祇園枝垂桜等の風致景観を保存・修復する。
- ④円山公園の風致景観を鑑賞できる回遊動線等を適切に保存・修復する

再整備（修復）の考え方としては、「四時遊覧の名勝地円山公園の復活」とし、本質的価値を一層高めるための再整備を進めるとする。

計画策定の範囲



（令和2年度末事業完了）

③元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等

保存活用計画（平成 29 年（2017）3 月）

保護と観光ニーズを両立させることにより、国や地域経済の発展に貢献するとともに、文化財建造物が、より一層国内外の人々を魅了できるよう保存と活用を図るため、学識経験者等により組織される元離宮二条城保存整備委員会や同保存活用部会などから指導、助言を得ながら、計画を策定した。

保存活用計画は、保存管理計画、環境保存計画、防災計画、活用計画の 4 つからなる。

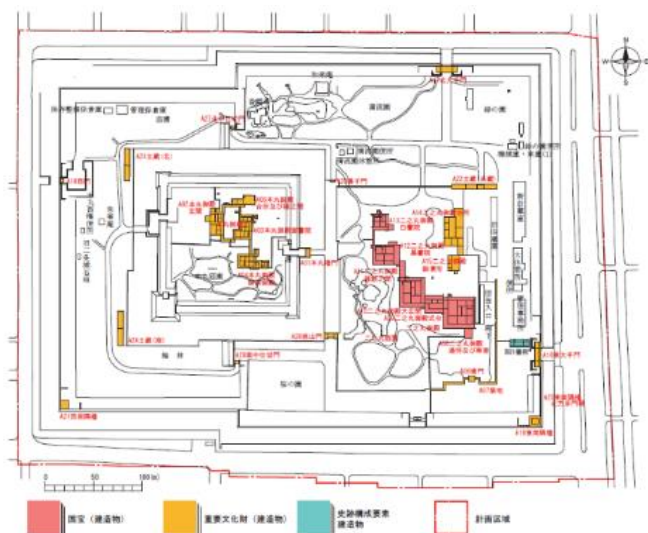
保存管理計画では、監督官庁と協議を行い、重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画等の別置保存に関する管理方針や、監督官庁に修理届けを要しない管理のための措置等を記載した。

環境保存計画では、文化財建造物からの距離により、保存すべき計画区域を 2 段階に定め、それぞれの保存方針を策定し、文化財建造物以外の建造物や施設等の整備計画等を策定した。

防災計画では、防災管理区域の設定、整備計画及び管理計画を策定した。

活用計画では、活用基本計画を策定し、二条城の文化財建造物全体の活用の考え方を示し、適切な活用を行うための留意事項を記載した。

計画策定の範囲



④史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画

（令和 2 年（2020）3 月）

史跡旧二条離宮（二条城）の歴史及び現状を把握し、本質的価値と構成要素を明示するとともに、その価値を維持・継承するための「保存」、本質的価値を正確に伝える「活用」、保存・活用を目的とする「整備」、これらを推進するための「運営体制」の 4 つの観点から、今後の保存・活用のあり方を示す計画を策定した。

策定にあたっては、元離宮二条城保存整備委員会記念物部会内に検討ワーキンググループを設置し、学識経験者や文化庁、京都府などから指導、助言を得た。

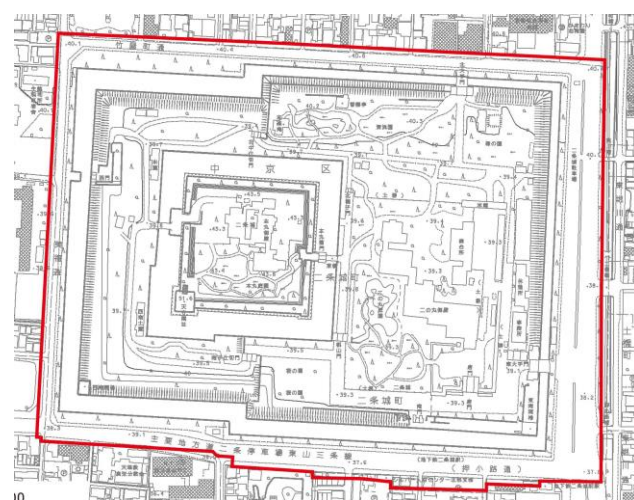
本計画では、旧二条離宮（二条城）の成立前後から第二次世界大戦までの歴史的調査に基づき、その成立背景、継承の経緯についての概要をまとめ、史跡の本質的価値を明示し、構成要素の大別を行った。

それを踏まえ、「保存」、「活用」、「整備」のあり方についての検討を行い、区域区分ごとにそれぞれ保存・活用の方針を取りまとめた。

合わせて、具体的な現状変更等の取扱方針及び取扱基準について記載した。

また、「保存」、「活用」、「整備」の実施にあたり必要となる運営体制や防災に関する内容を記載した。

計画策定の範囲



⑤ 史跡及び名勝嵐山保存管理計画

(平成 10 年 (1998) 3 月)

史跡及び名勝嵐山は平安時代から今日に及び日本有数の景勝地であるが、昭和 2 年 (1927) の指定時点から 70 年の歳月の経過のなかで、一部宅地化商業地化が進行したことから、広範な指定域について地区ごとの景観特性に適合した管理方針を確立し、長期的な史跡名勝の価値の保存を図るため、文化財保護法上の管理団体である京都府により計画が策定された。策定にあたり、学識経験者から成る保存管理計画策定委員会を設置した。

地区ごとの保存管理方針としては、以下の 4 つが定められている。

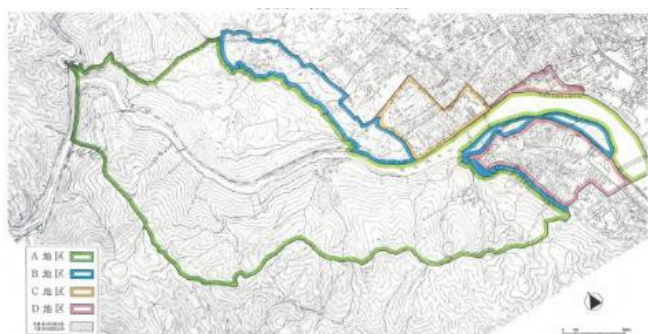
A地区：山林・溪谷・河川を擁する自然名勝景観の中核及び背景をなす地区であるため、広範な地域・樹林の保存を必要とする。

B地区：A地区の周縁部に位置し、歴史的な由緒のある社寺旧跡が点在する地区であり、周囲の構築物による自然・歴史景観の阻害を規制する。

C地区：天龍寺を中心として、重要な史跡及び遺構が存在する地区であるため、景観面での調和とともに埋蔵文化財の保存にも配慮する。

D地区：宅地化が進行した地区であり、周囲の景観を著しく損なわない範囲の現状変更に限る。

史跡及び名勝嵐山指定域図



⑥ 旧御所水道ポンプ室保存・活用基本構想

(平成 31 年 (2019) 4 月)

明治改元から 150 年の節目に当たる平成 30 (2018) 年 3 月に「びわ湖疏水船」が就航し、67 年ぶりに琵琶湖疏水の舟運が復活した。そして、旧御所水道ポンプ室の前が船の発着場となるなど、京都御所の防火用水としての役割を担った御所水道の重要な附属施設である同ポンプ室への興味関心も高まることとなった。

舟運の復活に先立って、平成 29 (2017) 年 10 月に「旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会」を設置し、有識者の専門的な指導・助言を踏まえて、琵琶湖疏水の新たな魅力創出に資する同ポンプ室の有効な保存・活用策について検討を重ね、平成 31 (2019) 年 4 月に基本構想を策定した。

同基本構想では、同ポンプ室の価値を「建造物の文化的価値」、「産業遺産としての重要性」、「京都の近代化等に係る歴史的価値」、「蹴上エリアにおける位置付け」の 4 つに分類するとともに、これらの価値の向上を図るため、同ポンプ室の保存・活用等に係る基本的な考え方を以下のとおり定めた。

○ 保存に係る方向性

- ・国登録有形文化財への登録 (令和 2 (2020) 年 4 月登録済み) とその後の重要文化財の指定を視野に入れた取組の推進
- ・詳細調査の実施
- ・ポンプ設備など旧御所水道ポンプ室の機能を構成する附属設備も含めた保存の推進

○ 活用に係る方向性

- ・既存の価値を損なわない公開方法の検討
- ・琵琶湖疏水関連施設が点在する蹴上エリア全体の活性化に資する活用策の検討
- ・リピーター獲得に資する活用策の検討

○ 改修等に係る方向性

- ・文化財保護に係る高い専門性を有する機関との連携促進
- ・適切な耐震改修方法の検討
- ・経年劣化が進んだ箇所への優先補修の検討



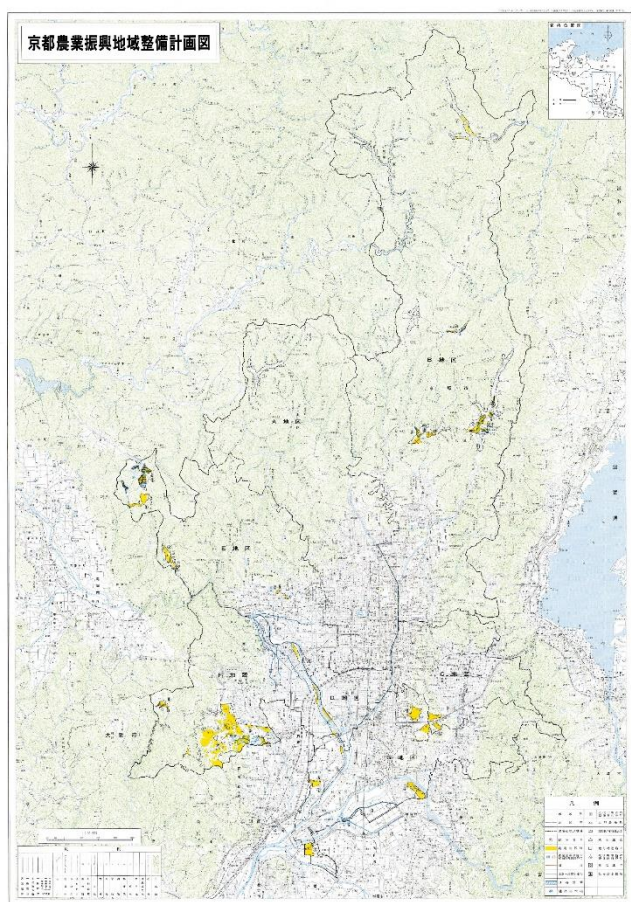
旧御所水道ポンプ室の概要

建物構造	煉瓦造、平屋建(地上 1 階・地下 2 階) 屋根形式: 寄棟造、波形石綿スレート葺、銅板葺(張出部)		
建築様式	ネオ・ルネサンス様式(ポーチ、円柱付きバルコニー有)		
建設年月	明治 45 年竣工		
床面積	地上 1 階部分: 約 163 ㎡ (地下 1・2 階を含むと合計: 約 332 ㎡)		
建築面積	約 174 ㎡	用途	ポンプ室(平成 4 年、取水停止)
設計者	片山東熊、山本直三郎、林有一	施工者	宮内省内匠寮(直営)
所有者	京都市上下水道局	財産区分	行政財産
諸室構成	南簡室(ポンプ室)、電機室、事務室、宿直室、湯沸所、物置、バルブ室、落取場		

(4) 京都市農業振興地域整備計画

本計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき昭和50年(1975)1月に策定された、京都市の総合的な農業振興の計画である。策定以降、定期的に内容の見直しを行っており、直近では平成28年(2016)1月に見直しを行い、京都市における土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見直し等を考慮し、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しながら、優良な農地の確保や保全、農業振興のための各種施策の計画的な実施を図ることとしている。

農業振興地域の指定の状況

[illegible]

(7) その他計画等（文化芸術・伝統産業・観光関連）

①「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略
(平成27年(2015)9月)

「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略は、2060 年を見据えた基本理念や人口の将来展望等を示している。

本戦略では、「一人一人がそれぞれの希望を実現しながら、日本伝統の美意識や価値観、家族や地域の絆など「日本のこころ」を大切にし、安心して生き、働き、学び、暮らす。同時に、国内外から人々が集い、活発に交流する。そのことを通じて、単に「人の数（人口）」だけではなく、「人々の笑顔の数」が、より多く、将来にわたって持続する社会」を目指すために、5つの基本目標とそれに対応する施策およびリーディング事業を設定している。

5つの基本目標

- ①人々や地域のやさしさあふれる子育てしやすい環境を高め、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ②国内外から訪れ、学び、住み、交流する新たな人の流れをつくる
- ③京都の強みを活かして、経済を活性化し、安定した雇用を創出する
- ④「日本のこころのふるさと」の魅力に磨きをかけ、こころ豊かな生き方、暮らし方を大切にする社会を築く
- ⑤地域の特性を踏まえ、豊かな地域コミュニティが息づく、安心安全で魅力と個性あふれるまちづくりを進める

主に関連する施策(基本目標④の施策)

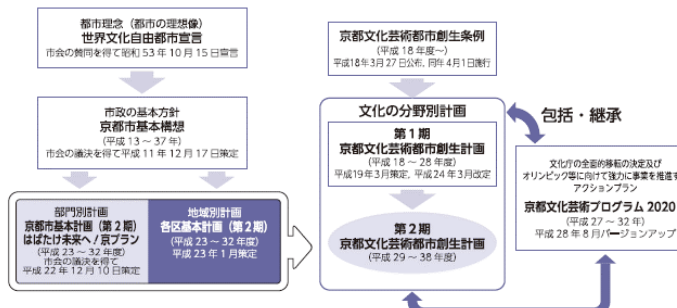
施策1 「日本のこころ」を守り発信する取組，こころの絆の継承，自然との共生

施策2 日本の伝統・文化を基軸とした「世界の文化首都・京都」の実現

②京都文化芸術都市創生計画(平成29年(2017)4月)

京都文化芸術都市創生計画は、平成29年(2017)4月から平成39年(2027)3月までの10年間を計画期間とし、平成32年(2020)までは、「京都文化芸術プログラム2020⁺(プラス)」と連動しながら各施策を推進していく。

計画の体系



京都の文化芸術を取り巻く状況は大きく変化し続けており、「文化庁の京都への全面的移転方針の決定」、「東京オリンピック・パラリンピック等の開催」という2つの事象を追い風として、文化を基軸にあらゆる政策分野と融合し、新たな価値を創造することで、京都の都市格を一層高める。そのために、4つの方向性を定め、132の施策・事業を推進している。

4つの方向性

- 方向性1** 暮らしの文化や芸術に対する豊かな感受性をもった人々を育む
- 方向性2** 多様な文化が根付く暮らしの中から、最高水準の文化芸術活動を花開かせる
- 方向性3** 京都の文化芸術資源を活用し、文化を基軸にあらゆる政策分野との融合により、新たな価値を創造する
- 方向性4** 様々な文化交流を推進し、京都の魅力を発信する

③第3期京都市伝統産業活性化推進計画

(平成29年(2017)3月)

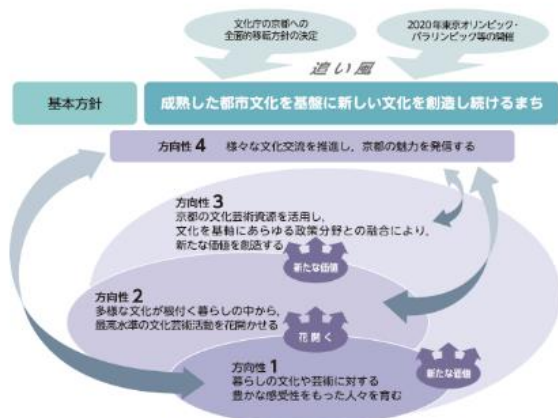
伝統産業の未来を切り開き、日本の文化を世界に発信することを目指し、平成17年(2005)10月に「京都市伝統産業活性化推進条例」を施行した。

この条例に基づき、「京都市基本計画」の伝統産業の分野別計画として、「京都市伝統産業活性化推進計画」(平成18年(2006)11月策定、平成23年度完了)、「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」(平成24年(2012)3月策定、平成28年(2016)度完了)に引続き、平成29年(2017)3月に「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」を策定した。

条例において、伝統産業の活性化のための「日本の伝統産業に活力を」「日本の伝統文化を京都から世界に発信」など4つの基本理念に基づき、伝統産業の活性化の総合的推進のため、6つの基本的な施策を定めているが、計画において、この6つの基本的な施策ごとに実施すべき具体的な取組項目を挙げている。

6つの基本的な施策

- ① 伝統産業に関する創造的活動に対する支援
- ② 伝統産業に関する教育や学習の場における取組
- ③ 伝統産業についての関心と理解を深める取組
- ④ 技術の継承や後継者の育成
- ⑤ 活性化の拠点施設等の機能の充実
- ⑥ 表彰や奨励



④京都観光振興計画 2025（仮）

（令和3年（2021）3月）

人口減少・少子高齢化の進展や生活様式の変化による文化の担い手不足、地域コミュニティの衰退などが、これまで国内外の多くの観光客を魅了してきた京都の

「光」の継承・発展に影響を及ぼし、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光需要の激減などにより、京都観光はかつてない危機的な状況となっている。

この危機からの力強い回復と、コロナ収束後のステージに対応していく新たな京都観光の姿や、その実現に向けた取組の方向性を明確化するため、令和3年（2021）3月に「京都観光振興計画2025」を策定した。

本計画では、京都が目指す姿として「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を掲げるとともに、令和12年（2030）に実現を目指す5つのまちづくりと観光像として、以下の5つを設定している。

2030年に実現を目指す5つのまちづくりと観光像

- 1 市民生活と観光の調和が図られ、市民が豊かさを実感できる
- 2 あらゆる主体が京都の「光」を磨き上げ、観光の質を高める。
- 3 観光の担い手がより活躍し、観光・文化分野での起業・新事業創出が盛んになり、都市の活力向上や文化の継承に寄与する。
- 4 感染症や災害などの様々な危機に対応できる、しなやかで力強く、安心・安全で環境に配慮した持続可能な観光を実現させる。
- 5 MICE都市としての魅力を確立し、世界の人々が集い、多様性を認め合い、世界平和に貢献するまちになる。

(8) その他都市計画の関連計画

①「歩くまち・京都」総合交通戦略

（平成22年（2010）1月策定、令和3年11月改定）

本戦略は、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」の推進を通じて、京都が、日本を代表する「国際観光都市」であると同時に、まちの賑わいを生み出す都市であり続けることを目指して策定されたものである。

同時に、「人が主役の魅力あるまちづくり」を構想するにあたり、「歩くまち・京都」の実現に向けての行動規範を明確に述べた憲章を制定した。

令和3年11月に、従来の総合交通戦略を継承・進化させる形での改定を行い、次の理念のもと、指標目標数値を掲げている。

理念 「人と公共交通優先の歩くまち」を継承・進化させ、誰もが公共交通をより便利で快適に利用でき、徒歩や自転車等も“かしこく”組み合わせて出かけるスマートなライフスタイルが人々に定着していくことで、「出かけたくなる」魅力と活力のあふれるまちづくりを目指す。

指標・目標数値 非自動車分担率85%以上

この目標を達成するため、次の3つの取り組みが戦略の柱として定められており、それぞれの取組が相乗効果を創出するよう、互いに密接に連携させながら推進されることとなっている。

3つの柱

柱1 「公共交通ネットワーク」の取組
持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成

柱2 「まちづくり」の取組
誰もが「出かけたくなる」歩行者優先の魅力的なまちづくり

柱3 「ライフスタイル」の取組
歩いて楽しい暮らしを大切にするスマートなライフスタイルの更なる促進

②京都市京町家保全・継承推進計画

(平成 31 年 (2019) 2 月)

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素である京町家は、今もなお、年間約 2 % の割合で滅失が進行しており、京町家の空き家率も 14 % を超えるなど、歴史都市・京都のアイデンティティを脅かす重大な危機にある。このため、多様な主体の責務・役割を明確にするとともに、京町家の取壊しに関する手続き等を定める「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を平成 29 年 (2017) 11 月に制定し、京町家の保全及び継承を推進している。この条例に基づき、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、「京都市京町家保全・継承推進計画」を策定した。

この計画に基づき、個別の建物や区域の指定など京町家の保全・継承に資する取組を進めている。

主な具体的取組

1. 京町家の改修等に対する助成制度の創設・拡充
2. 京町家マッチング制度の整備・運用
3. 京町家の保全・継承に向けたまちづくり活動の支援
4. 京町家と認められる新築等の住宅のあり方及び誘導策の検討

③歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針

(平成 24 年 (2012) 7 月,

令和 3 年 (2021) 3 月改定)

京都市では、歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを目指して、歴史都市京都にふさわしい密集市街地対策及び細街路対策のあり方について、議論を深め、平成 24 年 (2012) 7 月に密集市街地・細街路対策の基本的な考え方を示した「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」(以下「取組方針」という。)を取りまとめるとともに、細街路対策の具体的なあり方を示した「京都市細街路対策指針」を策定した。

また、令和 3 年 (2021) 3 月に、改めて、密集市街地の改善状況について、調査を行い、取組方針を改定している。

この取組方針において、「優先的に防災まちづくりを進める地区」を 6 地区、全国共通指標等による密集市街地を 15 地区選定し、地域と行政が一体となり、細街路やその周辺の状況を確認し、防災上の課題点を整理するとともに、地域全体の安全性向上を図るための解決策について検討・実施する「防災まちづくり」の取組を推進している。

④京都市空き家等対策計画

(平成 29 年 (2017) 3 月)

平成 25 年 (2013) 住宅・土地統計調査 (総務省) によると、京都市の空き家数は 11 万 4290 戸、空き家率は 14.0%であり、全国平均の空き家率 13.5%を上回っている。

また、京都市の空き家数は年々増加しており、人口減少社会の中、空き家が更に増加するものと見込まれる。空き家の増加は、防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域コミュニティの活力を低下させる原因の一つにもなっている。

そこで、京都市では、「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」を平成 26 年 (2014) 4 月に施行し、「空き家の発生の予防」「活用・流通の促進」「適正な管理」「跡地の活用」といった総合的な空き家対策を推進してきた。

また、平成 27 年 (2015) 5 月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、一戸建ての空き家など対象は限られるものの、法に基づき空き家に係る調査や指導等を実施できることになり、より総合的・計画的に空き家対策を推進していくため、平成 29 年 3 月に「京都市空き家等対策計画」を策定した。

空き家所有者だけでなく、地域、専門家、事業者、行政の連携の下、「安心・安全な生活環境の確保」、「地域コミュニティの活性化」、「まちづくり活動の促進」、「良好な景観の保全」の実現に向け、本計画に掲げる施策を着実に進めている。

2 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

京都市は、第一期の京都市歴史的風致維持向上計画に基づき、二条城保存修理や道路修景整備事業、歴史的建造物の修理修景等に係る助成事業等のハード事業をはじめとして、伝統産業や文化芸術を活かしたまちづくりの推進等、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、伝統産業・文化芸術の活性化、歴史まちづくりに関する住民意識の向上等、一定の成果を得ることができた。

一方で、京都市には多数の歴史的建造物があり、歴史的な街並みを形成している。その保全が十分ではないことが、第一期の計画からの継続的な課題として残る。また、市街地の交通環境や地域の歴史まちづくりの状況、文化芸術・伝統産業の継承に関する課題も残る。さらに、急増する外国人を含めた観光客への対応や市民生活への影響等の課題も喫緊の課題となっている。

(1) 歴史的建造物に係る課題

京都には、世界遺産をはじめとした歴史的建造物が古代から近代にいたるまで各時代の遺産として重層的に存在し、その類型も寺社をはじめとする歴史遺産から市街地環境を形成している京町家まで様々であり、文化財や景観的な価値を有する歴史的建造物が多く存在しているが、その多くが老朽化や維持保全に係る負担の増加等の理由により消失の危機に瀕している。

京都市では、これまでこれらの歴史的建造物の歴史的価値を評価し、文化財指定等を行い、財政的・技術的支援を行いながらその保全を図っているが、その対象が限定されており、多くの建造物の保全・継承が進んでいない状況にある。（課題1①）

また、歴史的建築物を活用するために増築等を行う場合、現行の建築基準法に適合させる必要があり、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら使い続けることが困難になることがある。（課題1②）

さらに、文化財をはじめとした伝統的な建造物は火災や地震などの災害に対し脆弱であり、防災上の観点からも課題となっている。（課題1③）

(2) 歴史的町並み景観に係る課題

京都には、世界遺産をはじめとした寺社や御苑、庭園、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産が数多く存在している。これらが形づくる貴重な歴史的景観は、地域特有の歴史や文化と一体となって、市民や事業者、歴史的資産の所有者の理解と尽力のもと継承されてきた京

都の宝である。

こうした世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の景観を保全し、京都の美しさを取り戻すため、歴史的な町並みに配慮すべき区域や世界遺産周辺などにおいて、無電柱化事業や道路修景整備事業等を進めてきているが、京都市は歴史的な町並みが各地にあることから、更なる取組の展開が課題となっている。（課題2①）



写真3-1 景観を阻害する電柱類

また、京都市には、史跡をはじめ多くの遺跡や歴史的な橋梁や公園などの都市施設が多く残っているが、これらの遺跡は未整備のものもあり、都市施設の老朽化が課題となっている。（課題2②）

さらに、京都市では、屋外広告物の適正化等を進めており、良好な景観の誘導を行っているが、歴史的な町並みにおいても、景観に支障をきたす違反広告物が残存していることから、更なる取組の展開が課題となっている。（課題2③）

加えて、京都市には山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化が残り、寺社や御所等でその文化に触れることができるものの、身近に庭園文化を感じられる質の高い緑化空間が少ない。（課題2④）

(3) 歴史的風致をとりまく周辺環境の課題

歴史的建造物や歴史的な町並みで形成された市街地の歴史的風致を維持及び向上するためには、市街地景観の保全や交通渋滞などへの対応が必要である。

これまで京都市市街地景観整備条例に基づき良好な景観の創出を図ってきた。さらに、これまでの景観政策を抜本的に見直し、規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年（2017）9月から実施している。「時間との勝負」の環境の下で実施したこの新景観政策は、策定当初から時代と共に刷新を続ける「進化する政策」であることが求められている。個性豊かな地域が集合した都市京都の魅力をより一層

高めるため、地域の特性に応じ、より一層きめ細やかな景観形成を図っていく必要がある。(課題3①)

京都市では、平成18年度(2006)より「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進し、四条通において、歩道拡幅と公共交通優先化を推進した結果、歩行者交通量は16.8%増加し、車両交通量は四条通で約4割減、周辺の幹線道路も1～2割減少した。しかし、春秋の観光シーズンを中心に多くの観光客が訪れ、観光地や都心部では、依然として渋滞が引き起こされるとともに、歴史的風致の基盤を構成する細街路に流入する通過交通も多く、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ないという状況が生じ、市民生活にも影響を及ぼしている。(課題3②)

一方、東山、北山、西山の三山の森林は、山紫水明と称えられる京都の自然景観の骨格をなすものであるが、かつては林業や薪等の利用の中で適度な手入れがなされ、森林景観が保たれてきた。しかし、近代以降、人の手が入らず森林景観が変容してきており、近年のナラ枯れやシカの食害、台風等による倒木被害等が発生しており、三山の森林再生が求められる。(課題3③)



写真3-2 シイノキが開花し、まだらに見える大文字

(4) 地域のまちづくりに係る課題

京都は、個々の地域が自然、歴史、文化等に培われた地域固有の特性を有している。一方で、高齢化の進行や単身世帯の増加、外国籍市民の増加など、人口動態や世帯構成の大きな変化に加え、ライフスタイルの多様化など、さまざまな要因によって地域におけるつながりが希薄化し、祭礼等の伝統行事やまちづくりの担い手不足が顕在化しており、生活文化の維持・継承機能も弱体化している。(課題4①)

また、京都市の市街地には、細街路や木造家屋が集中する密集市街地が広く分布しており、歴史的町並みを形成する一方で、建築物の防火性や耐震性が低く、避難や救助活動に支障をきたす等、防災上の課題を抱えている。そこで京都市では、歴史的に培われてきた地域コミュニティを活かして防災まちづくりの取組を進めているが、取組に対する技術的・財政的支援が不足している。(課題

(4)②)

(5) 文化芸術・伝統産業に係る課題

京都市において文化芸術や伝統産業は、人々の日々の暮らしや、生活の場である地域に根付き、その中に深く浸透しながら存在・発展してきた。しかしながら、グローバル化の進展、社会状況の変化等により、人々の暮らしぶりや生活環境の変貌が進む中で、人々の暮らしや地域と文化芸術・伝統産業との密接な関係が薄れていくことが危惧されている。

長い歴史に培われた京都市の有形無形の文化遺産は、数が膨大であることから、文化遺産に関する情報の把握や指定・登録された文化財の保存・活用が進んでおらず、保存と活用の社会・経済における好循環が創出できていない。また、文化財を火災や盗難から守るための手立てが十分とは言えない。(課題5①)

また、京都市の伝統的な文化や産業の担い手の高齢化や、生産年齢人口の減少等に伴い、後継者・継承者不足が深刻化している。(課題5②)

さらに、生活様式の洋風化、海外等への生産拠点の移転による産地の空洞化、不況の長期化などによる需要の低迷、経済のグローバル化による海外製品の大量流入、国内の他の産地や海外との厳しい価格競争などにより、出荷額は減少し、京都市の伝統産業を取り巻く環境は多くの業種において厳しい状況にある。(課題5③)

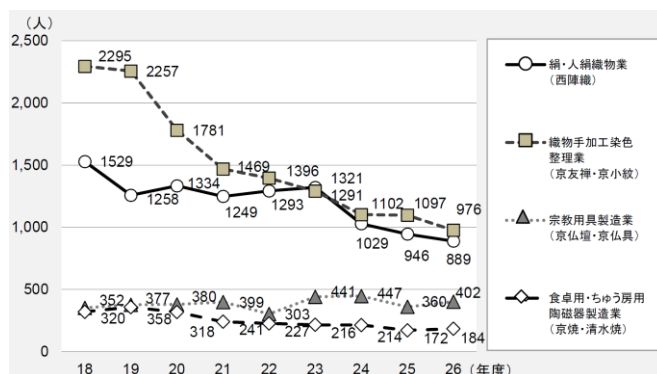


図3-1 京都市の主な伝統産業の従事者数

(資料：経済産業省 工業統計調査)

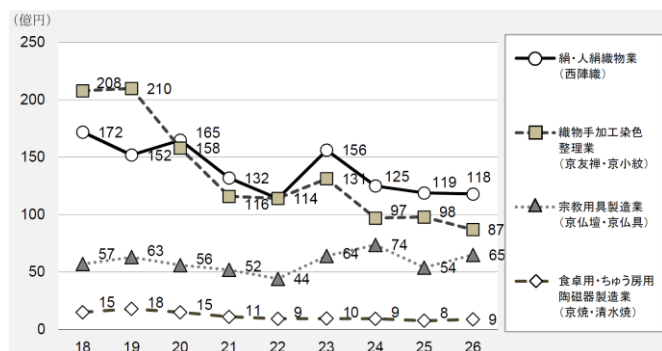


図3-2 京都市の主な伝統産業の出荷額

(資料：経済産業省 工業統計調査)

(6) 市民生活と観光に係る課題

近年の外国人観光客の急増等により、一部の観光地の混雑や、文化・慣習等の違いによるマナー違反等の観光課題が発生していた。また、ウィズコロナ社会において、観光により人との交流が進むことは、同時に感染リスクの高まりにつながることから、市民の観光に対する懸念が高まっている。(課題6①)

また、少子高齢化や生活様式の変化による文化の担い手不足、災害等の危機の発生等の様々な社会的課題が発生することで、京都市が観光面で評価を受けていた文化、芸術、自然、景観等を支えてきた地域の暮らしに影響を及ぼしている。(課題6②)

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

先述の課題等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を引き続き図るための方針を以下に整理する。



さらなる歴史的風致の維持及び向上へ

(1) 歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用

市内に点在する世界文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、伝統的建造物群、さらには歴史遺産の周辺にある京町家等の歴史的建造物の積極的な保全、継承及び活用を図る。

具体的には、京町家や社寺等の未指定の歴史的建造物の文化財指定・登録や景観重要建造物・歴史的風致形成建造物指定等を進め、建造物所有者に対する技術的・財政的支援を行う。(基本方針1①)

また、歴史的建築物の景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら、安全に使い続けるため、建築基準法の適用除外制度を柔軟に活用し、歴史的建築物を良好な状態で次世代に継承する。(基本方針1②)

さらに、歴史的建造物の防災安全性を向上させるための技術的・財政的支援を積極的に行う。(基本方針1③)

(2) 歴史的町並み景観の保全・向上

京都市では、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組んできたが、引き続き、新景観政策の更なる進化を着実に推進し、歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を進め、歴史的風致の維持向上を図る。

具体的には、道路の無電柱化や美装化、良好な広告景観づくりなどに取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路修景整備などによる美しい道づくりや歴史的風致を紹介する案内標識の整備、遺跡や公園の整備など公共空間の整備を推進する。(基本方針2①)

また、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を有する橋梁や史跡、公園等の都市施設の改修や整備を進める。(基本方針2②)

さらに、地域の歴史的な公共空間を構成する私道や石垣の維持・保全及び屋外広告物の適正化を進めるための技術的・財政的支援策を検討する。(基本方針2③)

加えて、身近に庭園文化を感じられるようにするため、歩行空間の修景や緑化を進めるとともに、雨水流出抑制等の効果が期待される雨庭の整備を推進する。(基本方針2④)

(3) 歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上

歴史的風致をとりまく市街地環境や自然環境の保全を図るため、新景観政策を進化させるとともに、歩く魅力のあるまちづくりや京都市の歴史・文化を支える森林景観の保全を推進する。

具体的には、地域の特性に応じて暮らしや営みを活き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画の見直しや特例制度の活用を検討等行うなど、新景観政策の更なる進化を図る。(方針3①)

また、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、観光地周辺における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、車線構成の見直しによる安心・安全で快適な歩行空間の創出といった、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。(基本方針3②)

さらに、京都市の歴史・文化を支える森林景観を保全するため、引き続き三山の森林再生に取り組む。(基本方針3③)

(4) 地域力を活かした歴史まちづくりの推進

地域内の交流を促進し、生活文化を継承していくことが、京都市固有の町並みやそこで営まれる様々な活動を

維持向上させる上でも重要である。そのためには、地域コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづくり活動を活発にする必要がある。

具体的には、地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組を積極的に支援するとともに、地域の団体や企業、市民活動団体等の連携によるまちづくりを推進する。(基本方針4①)

また、密集市街地や細街路における防災上の課題に対しては、個々の建物の防災安全性を向上させつつ、地域全体の防災力を向上させる取組が不可欠であることから、歴史都市京都ならではの住民主体の防災まちづくりの取組を技術的・財政的に支援する。(基本方針4②)

(5) 文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成

京都の優れた文化芸術や伝統産業を将来に向けて更に振興し、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めていく。

具体的には、京都市の文化遺産の保存と活用の社会・経済における好循環を創出するとともに、文化財の防災・防犯の充実を図る。(基本方針5①)

また、市民、芸術家、関係者、企業、大学、団体等と行政の連携により、京都市の文化芸術や伝統産業の担い手・支え手を確保していく。(基本方針5②)

さらに、京都市の伝統産業が魅力的な産業として次世代に継承されるよう、産学公連携を一層進め、新たなイノベーションの創出を促進していくとともに、時代のニーズにこたえるものづくりや流通システムへの対応、地域の特性に応じた商業の活性化を推進する。(基本方針5③)

(6) 市民生活と調和した観光政策の推進

感染症予防・拡大防止を徹底することにより、市民・観光客双方にとって安心・安全な環境を整えるとともに、観光課題解決先進都市として、市民生活や地域文化をより重視し、市民が豊かさを感じられる観光を目指した取組を進めていく。

また、市民生活と観光の調和の下、京都の魅力の維持・向上等による観光客の満足度向上や、観光事業者や従事者などの観光の担い手がより活躍できる環境の整備を図りながら、観光の力を活かして、京都の文化・コミュニティの継承・発展、地域経済の活性化や都市機能の強化、教育・保険・福祉など様々な分野の課題解決を図り、市民のくらしや地域にとっての豊かさにつなげるための取組を進める。

今後、この方針を踏まえ、「混雑への対応(観光地・市

バス・道路)」や「観光客のマナー違反への対応」に向けて道路の美装化による景観保全や観光案内標識の充実、文化財保護等の取組により京都観光の質を向上させ、国内外の観光客及び市民の満足度向上を図っていく。(基本方針(6)①②)

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

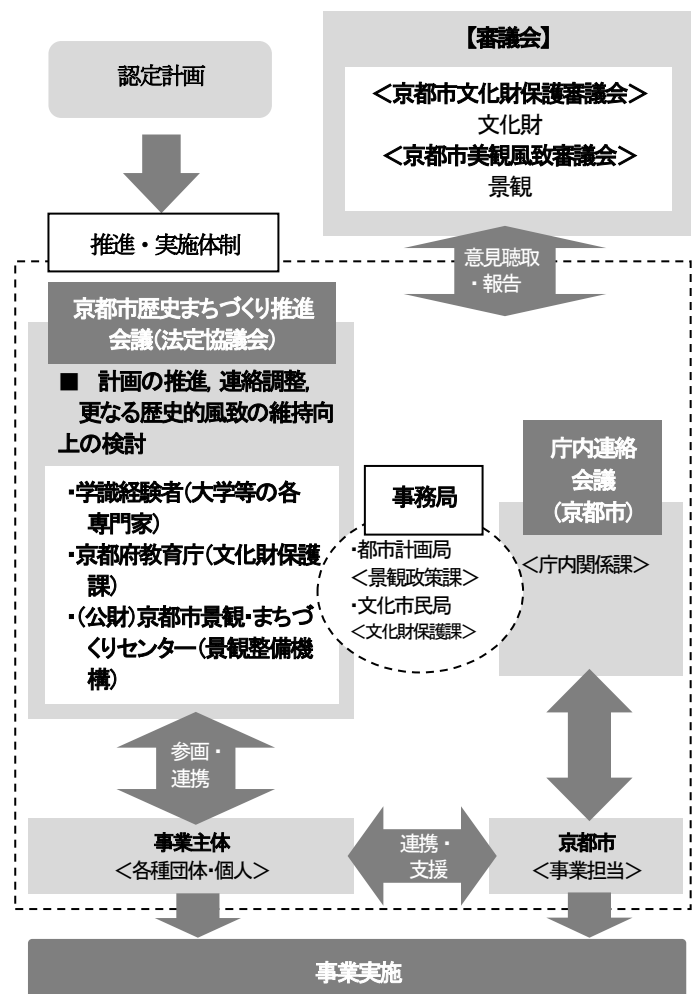
本計画の実施体制については、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「京都市歴史まちづくり推進会議」をプラットフォームとして、京都市における歴史まちづくりの推進を図る。

京都市役所の内部に歴史まちづくりに関わる担当部局による庁内連絡会議を設置する。景観政策課と文化財保護課を庁内連絡会議の事務局とし、推進会議の事務局も兼ねるものとする。

京都市が実施する歴史まちづくりに関する各種事業については、庁内連絡会議において連絡・調整したうえ、推進会議において連絡・調整し、それを踏まえて担当部局が事業を実施する。

それぞれの地域において市民の手によって取り組まれる歴史まちづくりについても、推進会議における協議・調整を踏まえ、京都市が行う各種事業とも有機的に連携しながら、取組を進める。

歴史的風致維持向上計画の推進・実施体制図



京都市では、市独自の柔軟な行政の執行のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保

護に関する事務について、地方自治法第180条の7の規定に基づき、京都市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の事務部局である文化市民局と都市計画局に補助執行させることとしている。

具体的には、昭和33年(1958)より文化芸能に関する事項(伝統的建造物群保存地区に関するものを除く。)に関する事務は文化市民局に処理させることとし、京都市伝統的建造物群保存地区条例制定(昭和51年(1976)4月1日)を期に、伝統的建造物群保存地区に関する事務は都市計画局に処理させることとしている。しかしながら、文化財の保護に関する事務のうち特に重要とされる下記の事案については教育委員会と密接に連携して事務を進めている。

- ア 京都市文化財保護条例に基づく、文化財の指定及び登録等に係る市文化財保護審議会への諮問
- イ 市指定文化財の指定及び登録等の解除等に係る市文化財保護審議会への諮問
- ウ 文化財の保護に関する事務に係る教育委員会規則の制定又は改廃に関する事務
- エ 地方自治法第2条第9項第1項に規定される第1号法定受託事務として、文化財保護法第184条第1項及び法施行令第5条第4項に基づき行われる史跡等の現状変更の許可及び京都市文化財保護条例に基づく市指定文化財等の現状変更の許可権限

以上のように、教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、その根幹をなす事務の権限については市教育委員会が処理することにより、その独立性を担保しながら市長部局で文化財保護行政を補助執行している。

市長と教育委員会との間の事務処理については、以下のとおりであり、文化財保護行政については、ア(1)により市長の事務部局が執行補助している。

- ア 教育委員会は、次の事項を市長の事務部局の職員に執行補助させるものとする。
 - (1) 市民の文化・芸能に関すること。
 - (2) 市民のレクリエーションに関すること。
 - (3) 市民のスポーツに関すること。
 - (4) 市民体育及び体育施設に関すること。
 - (5) 体育団体との連絡に関すること。
- イ 前項については、教育委員会は当該補助執行をさせる職員に代決権を付与するものとする。但し、重要異例(異例又は重要と認める事項)に属するものを除く。

文化市民局内の文化財保護課では、文化財の保護・その指導、市所有管理文化財の維持管理及び世界遺産を含む文化財の普及・啓発などを行っている。また、都市計画局内の景観政策課では、景観の保全及び創出に係る施策の調査、研究、企画及び推進に関する事務、伝統的建造物群保存地区条例による事務、市街地景観整備条例による修理・修景に対する補助などを行っている。その他に、文化財保護課と景観政策課が連携を図り、未指定文化財や景観重要建造物の指定候補の発掘・調査などを行っている。

庁内連携体制(令和3年(2021)3月現在)

